

## ① 用語の定義

何となく分かるけど、よく分からないもの

制度	用語	説明
特許	発明	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの…物(プログラムを含む)、方法、物を生産する方法が対象、思想(アイデア)を具体的な構成まで落とし込む必要あり
実用新案	考案	自然法則を利用した技術的思想の創作…物品の形状、構造又は組合せに係るものが対象(方法やプログラムは含まれない)、範囲は限られるが発明と同じ
意匠	意匠	①「物品の形状等」、②「建築物の形状等」又は③「画像」であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの…物品(全体又は部分)のデザインなので、物品の特定が必要
	形状等	「①形状、②模様若しくは③色彩」若しくは「これらの結合」
商標	商標	標章であって、①「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」、②「業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用するもの」…需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できるもの
	標章	人の知覚によって認識することができるもののうち、「①文字、②図形、③記号、④立体的形状若しくは⑤色彩」又は「これらの結合」、「音その他政令で定めるもの」…動き、ホログラム、色彩のみ、音、位置
	役務	①他人のために提供するサービス、②小売・卸売において行われる顧客に対する便益の提供
著作権	著作物	思想又は感情を創作的に表現したものであって、「①文芸、②学術、③美術又は④音楽」の範囲に属するもの…言語、音楽、舞踊、美術、建築、図形、映画、写真、プログラム等
不正競争	営業秘密	①秘密として管理されている②「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」であって、③公然と知られていないもの

※ 「又は」と「若しくは」(一応、原則として)

- ① 2つを並べる場合は「又は」…(A又はB)
- ② 3つ以上を並べる場合は「最後に又は」…(A、B又はC)
- ③ 小さいグループは「若しくは」で一番大きいグループは「又は」…(「A若しくはB」若しくはC)又はD)

※ 「及び」と「並びに」

- ① 2つを並べる場合は「及び」…(A及びB)
- ② 3つ以上を並べる場合は「最後に及び」…(A、B及びC)
- ③ 一番小さいグループは「及び」で大きいグループは「並びに」…(「A及びB」並びにC)並びにD)

※ 「その他」と「その他の」

- ① 並列の場合は「その他」…(A、Bその他C)
- ② 例示の場合は「その他の」…(a1、a2その他のA)

## こちら特許部

ニッポウ  
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 029-228-5622

 info@nippo-patent.jp